年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 11 月 14 日から 44 年 12 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を 41 年 11 月 14 日に、資格喪失日に係る記録を 44 年 12 月 30 日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 11 月から 42 年 9 月までの期間を 2 万円、同年 10 月から 43 年 9 月までの期間を 2 万 2,000円、同年 10 月から 44 年 9 月までの期間を 2 万 4,000円、同年 10 月及び同年 11 月を 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から44年12月31日まで ねんきん特別便の年金記録を確認したところ、A株式会社における厚 生年金保険の加入記録が無いことに気づいた。

私は、昭和 41 年9月にA株式会社の社員募集に応募し同社に就職した。その後、昭和 44 年 12 月に退職するまで同社でB業務に従事し、継続して勤務していた。

私と同時期に就職した同僚には厚生年金保険に加入した記録があるのに、私には記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した社員旅行の写真及び複数の同僚の供述から、申立人が 申立期間当時、A株式会社に勤務していたものと推認できる。

また、申立期間当時の事業主は、「従業員は、近隣から臨時で雇った者を除き、正社員として社会保険に加入させていた。」旨供述しているとこ

ろ、同僚の供述から、申立人が臨時で雇われた従業員ではなかったものと 推認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人とほぼ同時期に当該事業所に入社 し、社宅の同室で共に居住していた同僚及び申立期間当時、申立人と共に B業務に従事していた同僚は、いずれも申立期間のころ当該事業所におい て厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、同僚の供述から、推定できる当該事業所の常勤従業員は、いずれも正社員であったと考えられるほか、申立人が挙げた同じ工場で勤務していた同僚(短期間労働者を除く。)は、いずれも厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、オンライン記録から、申立人とほぼ同時期に入社した同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和41年11月14日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 44 年 11 月に同僚 2名(厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 44 年 11 月 28 日及び同年 11 月 30 日)が退職したことを記憶している上、申立人自身は、同年 12 月中に退職した後、同年内に在職中に居住していた社宅からアパートに引っ越した旨を供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、昭和41年11月14日から44年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社した同僚のA株式会社における昭和 41 年 11 月のオンライン記録から、41 年 11 月から 42 年 9月までの期間を 2 万円、同様に 42 年 10 月の記録から、42 年 10 月から 43 年 9月までの期間を 2 万 2,000 円、同一作業に従事していた同僚の当該事業所における 43 年 10 月のオンライン記録から、43 年 10 月から 44 年 9月までの期間を 2 万 4,000 円、同様に 44 年 10 月の記録から、44 年 10 月及び同年 11 月を 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は不明としているが、申立期間当時の健康保険記号番号順索引簿の健康保険記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年11月から44年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年9月1日から同年11月13日までの期間については、申立人が挙げた同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得状況をみると、入社日から3か月程度の試用期間を経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している状況が見受けられるなか、同期入社した同僚も、当該期間において被保険者となっていない状況がうかがえる。

また、申立期間のうち、昭和44年12月30日から同年12月31日までの期間については、申立人の勤務実態を確認することができず、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 41 年 9 月 1 日から 41 年 11 月 13 日までの期間及び 44 年 12 月 30 日から同年 12 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA(行政機関)における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年1月14日、資格喪失日は同年6月16日であると認められることから、申立期間のうち、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月14日から19年10月1日まで 平成21年3月に社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したとこ ろ、Aにおける厚生年金保険被保険者の資格取得した日は記録されてい たが、喪失した日は記録されていないことが分かった。

私は、旧制中学(夜学)に通学の傍ら、AのB職の補助として、昭和18年1月から19年9月30日まで勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間の記録が無いものの、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳をみると、Aにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 18 年1月 14 日と記録されているが、資格喪失日は記録されていないことが確認できる。

しかしながら、Cから提供された在籍証明書をみると、申立人は、昭和18年1月7日に採用され、同年6月15日に退職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のAにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年1月14日、資格喪失日は同年6月16日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける昭和 18 年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、30 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、A退職後の昭和 18 年 6 月 16 日から 19 年 10 月 1 日までの就労状況について、申立人は、「昭和 18 年にAを退職後、勤労動員学徒により 20 年 1 月ころまでD株式会社に事務員として勤務していた。」と供述しているなか、申立期間当時、勤労動員学徒や事務員については、労働者年金保険法の規定に基づき被保険者の対象者となっていなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭 和18年6月16日から19年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、 B株式会社) C工場における資格喪失日に係る記録を昭和 46 年 2 年 22 日 に、A株式会社D工場における資格喪失日に係る記録を同年 10 月 1 日に訂 正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが必要 である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと 認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月1日から46年2月22日まで

② 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和41年10月1日にA株式会社に入社し、平成11年1月20日に同社を退職するまで同社の各工場及びグループ内企業で継続して勤務した。

申立期間①については、昭和 45 年 11 月 1 日に同社C工場から同社D工場への転勤、申立期間②については、46 年 10 月 1 日に同社D工場からグループ内企業であるE株式会社F工場への転勤に伴い、申立期間①及び②において厚生年金保険の加入記録に計 4 か月の空白期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が昭和41年10月1日から平成11年1

月 20 日までA株式会社及びグループ内企業に継続し勤務していたことが確認できる。

申立期間①について、複数の同僚の供述及びB株式会社から提出された 給与計算書から、申立人が昭和 45 年 11 月1日にA株式会社C工場から同 社D工場に異動し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことが認められる

なお、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間①当時、A株式会社D工場は、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立人と同様に、同社C工場から同社D工場へ異動した同僚の年金記録をみると、同社D工場が適用事業所となるまでの期間について、同社C工場において厚生年金保険の被保険者として資格を有していることから、申立人も、昭和45年11月1日から46年2月22日までの期間について、同社C工場における厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和 45 年 10 月 1 日のオンライン記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立期間①当時、申立人が正社員であったことから、当該期間 に係る保険料についても納付したと主張するが、これを確認できる関連資 料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、複数の同僚の供述及び同社から提出された給与計算書から、昭和 46 年 10 月 1 日にA株式会社D工場からE株式会社に異動し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社D工場における昭和 46 年 6 月 1 日のオンライン記録から、 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立期間②当時、申立人が正社員であったことから、当該期間 に係る保険料についても納付したと主張するが、事業主が 10 月 1 日と届け 出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを 9 月 30 日と記録す ることは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事 業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 9 月分の保険料の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準賞与額を110万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月10日

平成 16 年 8 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、株式会社Aが当該賞与について、社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、厚生年金保険の記録に反映されていないことが分かった。

同社は、既に社会保険事務所(当時)へ申立期間の賞与支払届を提出 したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年 金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賃金台帳から、申立人は、平成 16 年 8 月 10 日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、110万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出せず、保険料を納付しなかったと回答しており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月23日に、事業主が申立人に係る申立期間の賞与支払届を社会保険事務所に提出していることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から平成9年7月15日まで 社会保険事務所(当時)の記録では、厚生年金保険被保険者資格を喪 失した平成9年7月15日後の同年7月28日に、7年5月で56万円、 8年9月で59万円であった標準報酬月額が7年7月1日にさかのぼっ て9万2,000円に引き下げられているが、7年7月以降の給与は月額56 万円以上であったので、当該記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、オンライン記録によると、平成9年7月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、その約2週間後の同年7月28日に、申立人の7年7月から8年8月までの標準報酬月額56万円、8年9月から9年6月までの標準報酬月額59万円をそれぞれ9万2,000円に訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A株式会社の代表取締役(事業主)として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の閉鎖登記簿等から認められる。

また、申立人及びその妻は、「当時、社会保険料を短期間滞納していたが、延滞金は会社廃業後に分割して完納しており、社会保険料の滞納も解消したものと理解していた。」と供述している。

しかし、A株式会社の社会保険料に係る債権調査確認並びに徴収決定済 更正減決議書及び債権調査確認並びに徴収決定済額取消決議書をみると、 申立期間当時、社会保険料の滞納があったと考えられる。

さらに、申立人及びその妻は、「標準報酬月額の減額の遡及訂正につい

て、社会保険事務所(当時)から説明を受けておらず、当該遡及訂正に係る届出も行っていない。」と供述しているが、当該標準報酬月額の遡及訂正処理については、申立人は同社の代表取締役(事業主)であったことから、会社の業務としてなされた行為について、全く関与していなかったということは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A株式会社の代表取締役である申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成7年7月1日から平成9年7月15日まで 社会保険事務所(当時)の記録では、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成9年7月15日後の同年7月28日に、7年8月で20万円、8年9月で26万円、9年10月で30万円であった標準報酬月額が7年7月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられているが、7年7月以降の給与は月額20万円以上であったので、当該記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、オンライン記録によると、平成9年7月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、その約2週間後の同年7月28日に、申立人の7年7月から8年8月までの標準報酬月額20万円、8年9月から9年5月までの標準報酬月額26万円、9年6月の標準報酬月額30万円をそれぞれ9万2,000円に訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A株式会社の取締役(事業主の妻)として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の閉鎖登記簿等から認められる。

また、申立人及びその夫は、「当時、社会保険料を短期間滞納していたが、延滞金は会社廃業後に分割して完納しており、社会保険料の滞納も解消したものと理解していた。」と供述している。

しかし、A株式会社の社会保険料に係る債権調査確認並びに徴収決定済 更正減決議書及び債権調査確認並びに徴収決定済額取消決議書をみると、 当時、社会保険料の滞納があったと考えられる。 さらに、申立人及びその夫は、「標準報酬月額の減額の遡及訂正について、社会保険事務所(当時)から説明を受けておらず、当該遡及訂正に係る届出も行っていない。」と供述しているが、当該標準報酬月額の遡及訂正処理については、申立人は同社の取締役であったほか、申立期間当時、社会保険関係事務を担当していたと供述していることから、会社の業務としてなされた行為について、全く関与していなかったということは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A株式会社の取締役兼社会保険関係事務担当である申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年6月1日まで ねんきん特別便を見て、社会保険事務所(当時)で確認したところ、 A株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和26年6 月1日となっていることが分かった。

私は、昭和 26 年 1 月 26 日から A株式会社に勤務し、同年 4 月 1 日には既に B職の正社員であったので同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 6 月 1 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時の従業員に照会した結果、回答があった5名について入社から厚生年金保険被保険者の資格取得日までの期間をみると、4名が5か月以上経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している状況が見受けられるなど、申立期間当時、事業主は、採用した従業員をある一定期間経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、A株式会社の事業主は、厚生年金保険の加入の取扱いについて、「申立期間当時の資料は無く、当時の事情を知る者もいないので何も分からない。」と回答している。

さらに、申立期間について前述の被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番も見られないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月26日から39年1月1日まで 私は、昭和38年3月11日にA(都市名)のB株式会社に就職し、同 社が新しくC(都市名)に設立したD株式会社に異動してほしいと社長か ら言われて、同年10月に4人の同僚と共に異動し、継続して勤務した。 今回、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、D株式 会社に勤務し始めた当初3か月が未加入となっていることに納得できな い。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録において、申立人が昭和38年10月26日から40年6月20日まで同一事業所の被保険者となっていることから、申立人が申立期間当時、D株式会社で継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、D株式会社は昭和 39 年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者原票をみると、B株式会社からD株式会社へ異動した5名(申立人を含む。)は、いずれもB株式会社において昭和38年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、D株式会社が新規適用事業所となった39年1月1日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、B株式会社を承継した株式会社Eは、「D株式会社に係る申立期間当時の人事関係書類や給与台帳等を保管しておらず、D株式会社が当社のグループ企業であったか否か分からない。」と回答しているほか、申

立人と共に異動した複数の同僚も「申立期間当時、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうか分からない。」また、同僚のうち1名は、「申立期間当時の給与は異動後の会社(D株式会社)から支給されていたと思う。」と供述しており、申立てのとおり厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月19日から48年5月1日まで

私は、自分の年金記録についてねんきん特別便で確認したところ、申立期間当時に勤務していた事業所名が相違して記載されていたため社会保険事務所(当時)に訂正を依頼した。その際、申立期間の標準報酬月額の記録が間違っているのが分かった。私の月給は、昭和 42 年 5 月が3万6,000 円、42 年 10 月が4万6,800 円、43 年 5 月が6万840 円、44年4月が8万5,176円、45年5月が12万7,764円であり、46年、47年、48年と社会保険庁(当時)の記録より標準報酬月額が高い額であると記憶している。

給与については、当時のアップ率を調べれば分かるはずなので、今一 度、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、ねんきん特別便において申立期間に勤務していた事業所名が 誤記載されていたことから、申立期間の標準報酬月額にも誤りがあり、実 際にはオンライン記録よりも高い標準報酬月額である旨申し立てている。

しかし、C連合会の保有する記録を見ると、申立期間のうち昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 5 月 1 日までの期間は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致している。

また、A株式会社(現在は、B株式会社)は、申立期間当時の賃金台帳や諸届出書等の関連資料を保管していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無いほか、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。